

大分県報

令和六年
七月四日
号外（五四）

（木曜日）

目次

条例

- 大分県使用料及び手数料条例の一部改正……………一
- 大分県税条例等の一部改正……………二
- 大分県税特別措置条例の一部改正……………五
- 大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正……………五
- 大分県国民健康保険条例の一部改正……………六
- 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正……………六
- 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正……………七

〇条例

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年七月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の大分スポーツ公園の部中

| | | |
|--------|--------------|---|
| 一〇〇円 | 回数券で利用する場合に限 | 高等学校の生徒、中学校の児童及びこれらに準ずる者が利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額を |
| 一、〇五〇円 | | |

令和六年七月四日

る。
用料的額に百分の五十を乗じて得た額とする。

| | | |
|--------|------------------|---|
| 一〇〇円 | 共通回数券で利用する場合に限る。 | 1 「共通回数券」とは、総合競技場のフィールド又はサブ競技場のフィールドのいずれを利用する場合においても使用することができる回数券をいう。 2 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者が利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。 |
| 一、〇五〇円 | | |

| | | |
|------|--------|---|
| 一時間 | 三、一五〇円 | 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（四歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。 |
| 一人一回 | 一〇〇円 | |

| | | |
|-----|--------|---|
| 一時間 | 三、一五〇円 | 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（四歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が専ら利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。 |
|-----|--------|---|

大分県報号外（条例）

| | | |
|-------|--------|------------------|
| 一人一回 | 一〇〇円 | |
| 一人十一回 | 一、〇五〇円 | 共通回数券で利用する場合に限る。 |

1 「共通回数券」とは、総合競技場のフィールド又はサブ競技場のフィールドのいずれを利用する場合においても使用することができる回数券をいう。

2 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者が利用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に百分の五十を乗じて得た額とする。

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和六年七月四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第三十号

大分県条例等の一部を改正する条例

（大分県条例の一部改正）

第一条 大分県条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第一項中「第二十一条の七」を「第二十一条の八」に改める。

第三十七条の二の二第三項中「（昭和五十九年法律第六十八号）」を削る。

第三十八条の八第二項中「第一項」を「前項」に改める。

附則第五条の二中「同号」を「同条第一項及び第三項」に改める。

附則第七条の二の二中「附則第四条の六第一項で定める」を「附則第四条の八第一項に規定する」に改める。

附則第十八条の次に次の一条を加える。

（事業税の納税義務者等の特例）

第十八条の二 第三十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号口中「一億円以下のもの」とあるのは「一億円以下のもの（前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令附則第六条に規定する金額をいう。次項において同じ。）が十億円を超えるものを除く。）」と、同条第二項中「一億円以下の法人であるかどうか」とあるのは「一億円以下の法人であるかどうか、払込資本の額が十億円を超える法人であるかどうか」とする。

第二条 大分県条例の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第一号口中「並びにこれらの法人」を「（以下ロにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号ロに次のように加える。

- (1) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令第十条の二に規定する金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）が五十億円を超える法人（ロに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして令第十条の三に規定するものを含む。）をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第十二条の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（令和六年三月三十日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他令第十条の四第一項に規定する場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち令第十条の五に規定する額の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの
- (2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（令和六年三月三

十日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他令第十条の四第二項に規定する場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（(1)に掲げる法人を除く。）

第三十五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定を適用する場合において、次の各号に掲げる判定は、当該各号に定める日の現況によるものとする。

一 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であるかどうか及び資本又は出資を有しない法人であるかどうかの判定並びに前項第一号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものであるかどうかの判定に必要事項の判定（次号に掲げる判定を除く。） 当該事業年度終了の日（法第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては同項に規定する六月経過日の前日、法七十二條の二十九第一項、第三項又は第五項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその解散の日）

二 前号に規定する当該事業年度終了の日に法人との間に完全支配関係がある他の法人が当該事業年度において前項第一号ロ(1)又は(2)の特定法人に該当するものであるかどうかの判定に必要事項の判定 同日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度終了の日（当該日がない場合には、当該他の法人の設立の日）

附則第十八条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業税の納税義務者等の特例）」を付し、同条中「次項」を「次項第一号」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の三 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条の二第一項に規定する特別事業再編計画（以下この条において「特別事業再編計画」という。）について同項の認定を受けた同法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業

令和六年七月四日

者である法人（以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）が、当該認定に係る特別事業再編計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第二条第十八項に規定する特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。）のための措置（同項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資（以下この条において「株式等」という。）の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この条において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この条において「対象法人」という。）及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の二第一項の認定の申請の日前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち総務省令で定めるものに限る。以下この条において「五年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第三十五条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（同法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第三十五条第一項第一号ロ(1)及び(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの（附則第十八条の三に規定する対象法人及び同条に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

第三条 大分県税条例の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第一項第三号中「及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第四号までに掲げる寄附金及び」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 所得税法第七十八条第二項第四号に掲げる寄附金のうち、同法第十一条第二項に規定する公益信託（行政庁が知事であるものに限る。）の信託財産とするために支出したものを

大分県報号外（条例）

三

第三十五条の十一第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。
 附則第五条の三中「第十項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十四項」に、「この条」を「この項」に、「法人を含む」を「者を含む。次項において同じ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける公益法人等が租税特別措置法第四十条第二項第二号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が二以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）を前項に規定する個人とみなして同項を適用する。この場合において、当該主宰受託者に課する同項の財産に係る県民税の所得割については、当該主宰受託者以外の受託者は、その県民税の所得割について、連帯納付の責めに任ずる。

（大分県条例の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 大分県条例の一部を改正する条例（平成十九年大分県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

第五条 大分県条例の一部を改正する条例（令和元年大分県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表の附則第七条の二の二の項中「附則第四条の六第一項で定める」を「附則第四条の八第一項に規定する」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定 公布の日
- 二 第一条中大分県条例第三十五条の三第一項の改正規定及び同条例附則第十八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定 令和七年四月一日
- 三 第二条並びに附則第五項及び第六項の規定 令和八年四月一日
- 四 第三条中大分県条例第三十五条の十一第一項の改正規定並びに第四条及び附則第七項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日
- 五 第三条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次項の規定 地方税法等改正法附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日

（県民税に関する経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における第三条の規定による改正後の大分県条例第二十五条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第三号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

（法人の事業税に関する経過措置）

3 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の大分県条例（次項において「七年新条例」という。）附則第十八条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「二号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、二号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 二号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（令和六年三月三十日を含む事業年度の前事業年度の事業税について第一条の規定による改正前の大分県条例第三十五条第一項第一号イに掲げる法人に該当したものであつて、同月二十九日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、同月三十日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る七年新条例附則第十八条の二の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和六年三月三十日を含む事業年度の開始の日の前日から大分県条例等の一部を改正する条例（令和六年大分県条例第三十号）附則第四項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した事業年度」とする。

5 第二条の規定による改正後の大分県条例（次項において「八年新条例」という。）第三十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項並びに附則第十八条の二及び第十八条の三の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 八年新条例第三十五条第一項第一号ロ（八年新条例附則第十八条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本

若しくは出資を有しないものうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に對する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に對して八年新条例第三十五条の六の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。)が、当該法人が行う事業に對する当該事業年度分の事業税に對して当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に八年新条例第三十五条の六の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「比較法人事業税額」という。)を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に對する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に對して八年新条例第三十五条の六の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。)が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

(地方消費税に關する経過措置)

7 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の大分県税条例第三十五条の十一第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「四号施行日」という。)以後に効力が生ずる地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託(公益信託に關する法律(令和六年法律第三十号)附則第四条第一項に規定する移行認可(以下この項において「移行認可」という。)を受けた信託を含む。)について適用し、四号施行日前に効力が生じた同法による改正前の公益信託ニ關スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月四日

大分県知事 佐藤樹一郎

大分県条例第三十一号

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例

大分県税特別措置条例(昭和三十八年大分県条例第四十七号)の一部を次のように改正す

令和六年七月四日

る。

第二条中「改正前の租税特別措置法」の下に「(昭和三十二年法律第二十六号)」を加え、同条第一号中「いう。以下」を「いう。」に改める。

第二条の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削る。

第三条の五第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「特定業務施設」の下に「及び同法第五条第四項第五号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加え、同項第一号中「地方活力向上地域特別償却設備」の下に「(特定業務施設の用に供する減価償却資産に係るものに限る。次号において同じ。)」を加え、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県税特別措置条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和六年四月一日から適用する。ただし、新条例第三条の五の規定(地方活力向上地域特別償却設備の新設又は増設に係る期限に關する部分を除く。次項において同じ。)は、同月十九日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第三条の五の規定は、令和六年四月十九日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

3 新条例第二条の三及び第三条の五の規定の適用を受けることとなった者が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前又は施行日から一月を経過する日までの間に提出すべき新条例第四条第一項に規定する申請書及び新条例第五条第二項に規定する徴収猶予申請書の提出期限は、新条例第四条第一項及び第五条第二項の規定にかかわらず、施行日から一月を経過した日とする。

大分県の事務処理の特例に關する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月四日

大分県知事 佐藤樹一郎

大分県条例第三十二号

大分県報号外(条例)

大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

（大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項の事務の欄の第一号9(1)から(3)までを次のように改める。

- (1) 大麻草採取栽培者免許申請手数料
- (2) 大麻草採取栽培者登録変更手数料
- (3) 大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料

別表第二の三の項の項目の欄中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同項の事務の欄の第一号中「又は知事を経由して厚生労働大臣」を削り、同号(1)から(3)までを次のように改める。

- (1) 法第五条第一項
- (2) 法第七条第三項
- (3) 法第十一条ただし書

別表第二の三の項の事務の欄の第一号(4)及び(5)を削り、同欄の第二号(1)から(3)までを次のように改める。

- (1) 法第六条第三項
- (2) 法第七条第四項及び第五項
- (3) 法第九条
- (4) 法第十二条の四第一項及び第三項

別表第二の三の項の事務の欄の第二号に次のように加える。

（大分県使用料及び手数料条例の一部改正）

第二条 大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の大麻関係事務の部中「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「大麻取扱者免許証再交付申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料」に改める。

附則

この条例は、大麻取締法及び麻葉及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

大分県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第三十三号

大分県国民健康保険条例の一部を改正する条例

大分県国民健康保険条例（平成二十九年大分県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第五項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第三十四号

大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

（大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正）

第一条 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例（平成十八年大分県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の第一の一八中「二十人」を「十五人」に改め、同表の第一の二二中「三十人」を「二十五人」に改め、同表の第四中「厚生労働省」を「内閣総理大臣」に改める。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

第三条 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表の一の項中「三〇人」を「二五人」に改め、同表の二の項中「二〇

人」を「一五人」に改め、同表の備考第三号中「第一号及び第二号」を「一の項及び二の項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第一条の規定による改正後の大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表の第一の一ハ及び二の規定は、適用しない。この場合において、同条の規定による改正前の大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表の第一の一ハ及び二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第二条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第五十条第二項の規定は、適用しない。この場合において、第二条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第五十条第二項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

(大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第三条の規定による改正後の大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第六条第三項の表の一の項及び二の項の規定は、適用しない。この場合において、第三条の規定による改正前の大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第六条第三項の表の一の項及び二の項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第三十五号

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、四三五人」を「三、五二九人」に改め、同項第二号中「七、〇八六人」を「七、〇九九人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の規定は、令和六年四月一日から適用する。

令和六年七月四日

大分県報号外（条例）